

件名	愛媛県警察本部組織条例の一部を改正する条例
主管課	警察本部警務課
根拠法令等	被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則（平成20年4月3日公布、平成21年4月1日施行） 警察法施行令及び警察庁組織令の一部を改正する政令（平成21年3月31日公布、同年4月1日施行）
<p>【改正の概要】</p> <p>被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則の施行により、被疑者の取調べの適正を確保するための監督の措置に関する事務が警務部の所掌事務となることに伴う改正</p> <p>（警務部の所掌事務）</p> <p>第4条 警務部においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(8) 省略</p> <p>(9) <u>被疑者の取調べの適正を確保するための監督の措置に関すること。</u> 【追加】</p> <p>(10)～(14) 省略</p>	
施行日	公布の日
<p>【その他参考事項】</p> <p>○ 被疑者取調べ適正化のための監督の措置について</p> <p>● 捜査部門以外の部門の取調べ監督官等により被疑者の取調べに関する監督を行う。</p> <p>● 監督対象行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・やむを得ない場合を除き、身体に接触すること。 ・直接又は間接に有形力を行使すること。 ・殊更に不安を覚えさせ、又は困惑させるような言動をすること。 ・一定の姿勢又は動作をとるよう不当に要求すること。 ・便宜を供与し、又は供与することを申し出、若しくは約束すること。 ・人の尊厳を著しく害するような言動をすること。 <p>● みなし監督対象行為</p> <p>次のいずれかの場合において、本部長若しくは警察署長の事前の承認を受けないとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・午後10時から翌日の午前5時までの間に被疑者取調べを行うとき。 ・1日につき8時間を超えて被疑者取調べを行うとき。 <p>● 監督の措置</p> <p>取調べ監督官は取調べ状況の確認を行った際、現に監督対象行為があると認める場合には、捜査主任官に対し、被疑者取調べの中止その他の措置を求めることができる。</p> <p>○ 法令</p> <p>● 警察法</p> <p>第47条 第4項 <u>警視庁及び道府県警察本部の内部組織は、政令で定める基準に従い、条例で定める。</u></p> <p>● 警察法施行令</p> <p>第4条 第1項 法第47条第4項に規定する<u>警視庁及び道府県警察本部の内部組織の基準は、別表第一のとおりとする。</u></p> <p>別表第一（第4条関係）</p> <p>警視庁及び道府県警察本部の内部組織の基準</p> <p>第一部の名称及び所掌事務</p> <p>一 警務部</p> <p>ル <u>被疑者の取調べの適正を確保するための監督の措置に関すること。</u> 【追加】</p>	